

青無人ヘリ協発第11号

平成28年6月14日

無人ヘリコプター空中散布等
実施主体 御中

青森県産業用無人ヘリコプター協議会長
(公印省略)

空中散布等における無人航空機利用技術指導指針の一部改正について

平素、無人ヘリコプターの利用に当たっては、安全運航等にご尽力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、このたび農林水産省消費・安全局長通知の標記指導指針について下記のとおり一部改正がありましたのでお知らせします。

つきましては、小型の無人航空機を利用して空中散布等を行う者が改正後の指導指針を遵守して空中散布等を行うよう空中散布関係者等に対して周知していただくようお願いいたします。

記

1 一部改正の内容

- (1) 「別表1 無人航空機による空中散布等の実施計画・実績に係る報告先機関の一覧」、「別表3 無人航空機による事故に関する情報に係る報告先機関の一覧」の報告先の名称、事務局に佐賀県農林水産部園芸課環境保全型農業担当を追加。
- (2) 「別表2 空中散布等の基準」に小型の無人航空機の飛行高度、飛行間隔、適用機種を追加。

2 その他

なお、本会HP（ホームページ）内に改正後の「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」を6月15日付で掲載しましたので申し添えます。

郵便番号 030-0802
青森市本町5-5-21

(公社) 青森県植物防疫協会内
青森県産業用無人ヘリコプター協議会
担当 山口 亮一

TEL 017-775-1164 FAX 017-775-1134

【E-mail aosyoku5@aomori-syokubou.or.jp】